医事・文談 九百七十

証 規 岡 周辺の人びと(十五) 子 規 $\widehat{36}$ 0 続 きき その

265

候を華族、藩士を士族と卒、農・工・商権樹立に踏みだし、また同時に公卿・諸により、旧大名を藩知事に任じ、統一政るもそも華族とは、明治2年版籍奉還 の爵位に叙せられた。これは華族令がは、明治17年(一八八四・七・七)伯1旧伊予松山藩主・久松家(当主定讃 められたことによるのである。 (当主定謨) 定爵

を平民と呼称したのにはじまる。 を平民と呼称したのにはじまる。 を平民と呼称したのにはじまる。 を平民と呼称したのにはじまる。 を平民と呼称したのにはじまる。 を平民と呼称したのにはじまる。 を平民と呼称したのにはじまる。

功績があった者に支給した米や現金であめに支給した米や現金、賞典禄は維新に このため、 よって、職を失った華士族を保護するた家禄とは、維新政府が廃藩置県などに 分の一に相当し、かなりの負担であった。 当時、これらの支出は政府収入の三 公債に切り替えて、 時金として支払うこととし 数年分以

が、それはこのなかから出ているのであが、それはこのなかから出ているのはしばりであっているでは、かられていた。子規と恒徳との間には、かられていた。子規と恒徳との間には、かられていた。子規と恒徳となって利殖をはの叔父大原恒徳によって管理され、銀行を訴え、殊に薬価を出してもらっている。後見人を選し以後は打ち切りとなった。後見人を選し以後は打ち切りとなった。後見人を過じます。 ろう。 【債として一時に下げ渡されて、正岡家で云えば、一千二百円』 家禄を

それはさておき、明治2年、華族制が それはさておき、明治2年、華族制が それはさておき、明治2年、華族制が を (例えば井上 馨、松方正義、大木喬 のである。この「令」によって、従来からの公卿・諸候は五爵のいずれかに任ぜられ、同時に武功による(例えば山県有られ、同時に武功による(例えば山県有られ、同時に武功による(例えば井上 馨、松方正義、大木喬 (例えば井上 馨、松方正義、大木喬 (例えば井上 馨、松方正義、大木喬 (例えば井上 馨、松方正義、大木喬 (例えば井上 馨、松方正義、大木喬 (例えば井上 馨、松方正義、大木香 (例えば中による) はいました。

された。特に軍人の叙爵者がきわめて多軍人、官僚、政治家、財界の主脳が授爵いくつかの事変、出兵の後に、陸海軍の以後、日清戦争、日露戦争、その後の 6

る。北海道で云えば、北海道帝国大学総育による功での叙爵者も出ることとなのちには学界からも、学問、研究、教 た如きである。細菌学者であった北里柴長であった佐藤昌介が、男爵を授けられ

·後の 華族制度という特権階級は、」郎も男爵だった。 新憲法の施行 <u></u> 九 兀 七 太平洋戦 五言

一円ばかり た下級武士が、旧藩主と同列の爵位を授 時られ肩を並べたことだ。伊藤博文、山 けられ肩を並べたことだ。伊藤博文、山 県有朋などが、旧藩主毛利家と同じく公 爵になっている。下克上といってもいい が、なかには藩主より上の爵位を授けられたものもいるだろう。それも政治家な どのおてもりである。 た。制度が延生してから78年が経過してにより廃止となり、明治2年(一八六年 **華族制度の面白さ**

た、目通りた、目通り

通りも叶わなかっ 封建時代には考

安心して学問ができるようになった常盤安心して学問ができるようになった常路に近であるが、育英資金や当主の留学に要した明治17年(一八八四)伯爵に叙せられて明治7年(一八八四)伯爵に叙せられて こととするが、子規が奨学金をもらって、

華族のなかには、禄をはなれた家臣の 教済と資産増をはかるため各種の事業を 営んだものもある。例えば北海道では、 南竜郡の蜂須賀農場、旧尾張藩徳川家の 八雲村、旧加賀藩前田家の岩内郡前田村 の開拓など。 松山藩の財政については、『愛媛県の歴 史』(二〇〇三年、山川出版社)に、幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のがま子伝普請(土木工事)や数度の幕府 のがま子伝普請(土木工事)や数度の幕府 のがまの財政については、『愛媛県の歴 と』(二〇〇三年、山川出版社)に、幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府 のお手伝普諸(土木工事)や数度の幕府 のお手には、「大阪」といる。 では、「大阪」となったのか。子規 ためにも 知りたいところである。

(一八六九)